

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月3日(月)午後1時30分から午後2時6分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 41(名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員	1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
	3番	今西 功尚	6番	大塚 武司
	7番	黒田 義人	8番	河野 順子
	10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
	14番	玉木 邦英	13番	谷本 宏明
	16番	冨永 文夫	15番	土居 喜三郎
	19番	松本 武雄	18番	藤岡 功
	21番	薬師寺 悦子	20番	三好 春樹
	23番	山口 一光	22番	安並 繁行
			25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員	1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
	3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
	5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
	7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
	9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
	11番	中村 満永	12番	西村 守
	13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
	15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
	17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
	19番	森 松実	20番	山本 豊紀

4. 欠席委員 6(名)

農業委員

4番	上田 一徳	5番	大島 博雅
12番	竹葉 邦政		

最適化推進委員

2 1 番 吉見 一弥 2 2 番 和田 恵子
2 3 番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

3 番 今西 功尚 6 番 大塚 武司

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について
報告第 4 号 諸証明について
(令和 5 年 5 月 16 日～令和 5 年 6 月 15 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸 次長兼管理係長 中島 慶和
農地係長 山下 佳彦 主事 入川 大希
一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 2 1 名、農地利用最適化推進委員 2 0 名であります。
定足数に達しておりますので、只今から令和 5 年 7 月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、上田委員・大島委員・竹葉委員・吉見委員・和田委員・渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に今西委員、上田委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第4号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

(報告第1号から第4号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

ここで訂正をしたいと思います。先ほどの会議録署名人でございますが、上田委員が欠席でございます。大塚委員を改めて指名したいと思います。よろしく願いいたします。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は10件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書4ページ、5ページに記載しておりますので確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《滝澤委員》

29番について説明いたします。所有権の移転でございます。◇◇◇◇さん、耕作ができなくなりまして耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さん、◇◇歳と高齢ですが元気で夫婦で頑張っておられますので、何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

30番◇◇◇◇さん、31番◇◇◇◇さん、◇◇◇◇であります。補助事業ための使用貸借権設定、問題はないと考えております。

《森委員》

32番ですが、これは◇◇◇◇の貸借ですので、何ら問題ないと思います。

《河野勇一郎委員》

33番について説明いたします。◇◇◇◇君、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇という関係であります。◇◇◇◇さん高齢になり始めまして、◇◇◇◇君の方に経営を渡す予定であると聞いています。そのための所有権移転であります。◇◇◇◇君まだ◇◇◇◇ということですが、◇◇◇◇ではあるんですけど、◇◇◇◇就農する予定となっておりますので、何も問題ないと思います。

《清家委員》

失礼します。34番ですが、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇君に貸借権設定ということですが、◇◇◇◇君は会社を辞めて今年の4月から新規就農ということで、◇◇◇◇でもありながら、貸借権を設定するというごさいます。今まで作っていた苺を◇◇◇◇君が受け継いでやるということになっておりますので、問題はないと思います。

《渡邊与志樹委員》

35番、◇◇◇◇さんが◇◇在住で管理に不具合を生じておりました。耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんと所有権移転で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは家族で農業に携わっております。住宅と農地がすぐ近くでもあり、何ら問題はないとみております。

《廣見委員》

36番について説明をいたします。◇◇◇◇さん◇◇在住のため耕作が困難であり、隣接地の◇◇◇◇さんに相談をされ、売買が成立して所有権移転となりました。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思われま

《末光委員》

37番について説明をいたします。◇◇在住の◇◇◇◇さんが畑を持ってるわけなんですけど、以前から◇◇◇◇さんの方に耕作して欲しいと話があったそうなんですけど、◇◇◇◇さんの方も土地が、畑がですね、農地が隣接していることもありますし、◇◇◇◇なので管理ができないので◇◇◇◇さんにどうにかしてもらいたい、と話がきていたようです。◇◇◇◇さんに関してはもう、お父さんちょっと高齢なんですけど、現在は娘さんが中心になって、妹さん夫婦、いろんな家族が大所帯でみんな協力して、耕作、管理、主に柿ですね、そこらを栽培しています。熱心な方なので何も問題ないと考えています。

《山本一也委員》

失礼します。38番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて耕作するという申請です。◇◇◇◇さんは高齢のため耕作ができないということで、熱心に農業されている◇◇◇◇さんに所有権移転ということで、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。
議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月は駐車場敷地が1件、借家敷地が1件でございます
申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7ページに位

置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《三好委員》

3番について説明いたします。先月29日、会長はじめ事務局と現地調査を行いました。写真の資料、赤い線で囲まれている所を駐車場にするとということですが、以前にも、もう既に駐車場に使用していたようで、始末書も提出されております。何ら問題ないと思います。以上です。

《末光委員》

4番について説明をいたします。地目としては畑で、借家を建てているものであり、転用ということですが、一体利用地ということなのですが、そこへ赤道、里道ですね、その上に借家が建っているのが現状です。写真見てもらったら分かるのですが、里道が残っております。それに継続した、その延長線上ですね。現状としては、委員会事務局2名と、また小清水会長、関係者立ち会いの下で、現地確認をしております。6月29日にしております。始末書についても提出済みということですが、始末書も色々あると思うのですが、ちょっとこちら、ずっと昔のことで、地域住民の方から赤道、里道ですね、残して欲しいという話がありました。私個人としましても、地元民の方、自治会等から残して欲しいという要望があれば払い下げしないほうが個人的には良いんじゃないかな、と思っています。これと7月10日月曜日、境界確認も松山財務局、それから市の建設課立ち会いの予定です。難しい案件とは思いますがよろしくをお願いします。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月は駐車場が1件、来客用駐車場が1件、居住用敷地が1件、貸工場が1件、自己住宅が1件、計5件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9ページから11ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。4番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて、自社の大型トラック駐車場として利用するという申請です。この案件につきましては、会長はじめ事務局と共に現地調査を行っております。既に造成しており、違反転用になりますが、始末書の提出があります。この農地を転用することによって周囲に影響はなく、問題ないと思います。

《松本委員》

5番について説明させていただきます。これは駐車場に転用という案件なのですが、◇◇◇◇さんは土地家屋調査士をされておまして、ちょうど前に◇◇◇◇さんの畑がありまして、駐車場を確保するのに◇◇◇◇さんから譲り受けるという形で、売買が成立しましたので、所有権移転と同時に転用ということの申請であります。条件的にはもう、旧県道の端でもあり、また、下には写真のとおり山口園芸さんのハウスがあります。こういう状態ですので、周囲に与える影響は問題ないと考えます。

《畠山委員》

6番について説明いたします。所有権移転の案件です。◇◇◇◇さんが自宅を新築されるということで、◇◇◇◇さんの土地を購入する、一体利用地を含む転用の案件です。6月29日、小清水会長はじめ職員の方々と現地確認を行いました。現地は許可申請前に、ちょっともう造成されておまして、始末書を今提出されておられます。

長い間自己保全状態の畑でしたので、何ら問題ないと思います。

《富永委員》

7番について説明いたします。この◇◇◇◇については、6月29日、会長はじめ職員の方々と現地調査をしています。この土地については、改めて申請するということですが、これは、◇◇◇◇という会社なのですが、子会社は◇◇◇◇です。工場を新設するというので、土地の所有権移転と合わせて転用の申請、ということであります。別段周りに迷惑をかけるということはないと思います。

《森委員》

8番について説明いたします。◇◇◇◇に家を建てるということです。◇◇◇◇の使用貸借権でございますので、問題はないと思います。6月29日に現地調査を行いました。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

失礼いたします。写真、まずこの写真にですね、航空写真をつけていただきました。大変現状が分かりやすくなりまして、誠にありがとうございます。

私の質問はですね、8番でございます。こちらですね、自己住宅に転用ということになってますが、居宅、あとビニールハウス2棟と書かれております。ビニールハウスについては農地、もしくは、家庭菜園的なものであれば宅地ということになります。この辺の農地の所に転用ということで、本来であれば分筆なり何なりして、農地と宅地と分けないといけないんじゃないか、と。その辺はいかがでしょう。

《 会 長 》

事務局お願いします。

このビニールハウス、野菜作るのではなく資材置き場みたいに使っているんですよ。それで、一緒にという。農地ではないというイメージ。農地外してもいいかな、と思うぐらいの、作物の栽培しておりませんので。そういうことです。

《井上委員》

はい、はい、ありがとうございました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます
農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定
いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用
集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。

公告予定年月日は、令和5年7月10日となっております。

1ページめくっていただきまして、13ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権
設定につきましては、新規12件22,075.72㎡、更新12件22,028.23㎡、計24件44,1
03.95㎡となっております

所有権移転につきましては、宇和島地区で1件、3,000.00㎡となっております。

今月の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18
条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《富永委員》

63番について説明します。◇◇◇◇さんが耕作不便ということで利用権の設定なの
ですが、◇◇◇◇がほとんど耕作するというので、更新ですので問題ありません。

《中村委員》

64番について説明します。更新と新規ですが、新規の所は別の方が作っていたそう
ですが、作れないということで、隣り合った田んぼを◇◇◇◇さんが作るということ
でした。問題ないと思います。

《梶原委員》

失礼します、65番、66番について説明いたします。65番、◇◇◇◇さんの土地
を◇◇◇◇さんが耕作するというので、話がまとまりました。この土地は◇◇◇◇に

あるようで、隣接しております。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇と共に熱心に農業に取り組まれており、問題ありません。66番、◇◇◇◇さんは◇◇におられ他の方に耕作してもらっていましたが、その方が高齢のため◇◇◇◇さんが耕作することで話がまとまりました。問題ありません。

《山本一也委員》

67番について説明いたします。67番の利用権設定をする◇◇◇◇さんは相手方の要望で、体力的に不安あり耕作者を探したところ、近隣で◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さん、熱心に農業に取り組んでいる方です。68番についても同様で、◇◇◇◇さんが高齢者で耕作ができないため、近隣で◇◇◇◇さん、熱心な農業者が耕作するということで話がまとまりました。賃貸借権の設定になりました。20年です。

《氏原委員》

69番、70番について説明します。2件とも更新であります。引き続き耕作を、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんがするようになりました。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは熱心な稲作農家でありますので、何ら問題はありません。

《小清水委員》

71番について説明いたします。◇◇◇◇さんはもう離農して、百姓をしておりません。◇◇◇◇さん、熱心に農業をやられております。更新でございますので、何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

72番、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが新規となっておりますが、これは20年前から耕作されております。身内であります。別に問題はないと思います。73番、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが新規となっておりますが、これも20年前から耕作されております。◇◇◇◇さんは身内ではありませんが、柑橘園の条件は良くありません。問題ないと考えております。74番、◇◇◇◇さんは少しずつ規模拡大をしており、◇◇◇◇さんの農地を新規で耕作されるということです。問題ないと考えております。

《森委員》

75番、77番、78番、79番、80番、全て作物は水稻でありまして、全て更新ですので、何ら問題ないと思います。76番、◇◇◇◇さんは農業をしていませんので、近所の熱心な後継者であります◇◇◇◇君にお願いをした、ということです。何ら問題ありません。81番、これは◇◇◇◇さんも現在農業をしていません。引き受けた◇◇◇◇さんは、親戚関係でありますし、◇◇◇◇さんは熱心にみかんを作っておられますので、何ら問題ありません。

《赤松俊雄委員》

82番、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇で熱心にみかん作りされてます。更新ですので問題ないと思います。以上です。

《河野勇一郎委員》

83番について説明いたします。更新と新規の賃貸借権設定となっておりますが、これまでも◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの園地を借り受けて熱心に耕作されております。そして、今回、隣接する土地を新規として借り受けるということです。◇◇◇◇さん、◇◇歳と高齢で10年の契約期間は大丈夫かな、というところもあるんですが、◇◇◇◇も一緒に専業農家として頑張られていますので、問題ないと考えています。

《赤松利彦委員》

84番、◇◇◇◇さんが体調を崩して規模を縮小したいということで、◇◇◇◇さんが新規に耕作されます。問題はないと思います。

《谷本委員》

85番について説明をいたします。◇◇◇◇さん、既にもう◇◇◇◇さんの土地を耕作されておまして、改めて新規での利用権設定であります。◇◇◇◇さん、熱心に農業をやられて何の問題もありません。

《梶原委員》

4番について説明いたします。この土地を以前より◇◇◇◇さんが耕作されておりましたが、◇◇◇◇さんからの要望による所有権移転であります。◇◇◇◇さんは、ご存知のとおり農業委員であられ熱心に農業と向き合っておられますので、問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。なければ、私の方から72番、73番について伺いをしたいと思います。

◇◇◇◇さん、ご案内のように◇◇◇◇さんの土地を返して欲しい。自分の耕作しとる面積20アールでは少ない。それでは赤字なんで自作の農地が欲しい、ということで返してくれと言って、今審議をしたわけでございますが、これ、新規で2件、自作できる土地があるのにその土地を新規で人に貸して、◇◇◇◇さんの土地を返して欲しいというのは些か、私としては理解できない所はあるんですが。赤松委員から、意見を聞かせていただきたいと思います。

《赤松利彦委員》

これは20年前から両方納得で、初めはヤミの世界で、それから何年かして農業委員会を通して、それから今回新規に出ました。面積も◇◇◇◇さんは僅かであり、◇

◇◇◇さんも農地でいうたら条件は悪いです。そういうことで問題ないと考えております。

《 会 長 》

闇小作というのを見ておりますし、私も見ました。以前、貸していたというのもご本人から言われておりました。それを承知の上で、自作できる土地があるのに、それを人に貸し、契約が結ばれている土地を返せ、というのはいかがなものかな、というふうに思うわけでございます。

自作できる土地があるのならまずそれを自作すべきではないか。闇小作というのも承知はしておるんですけども、闇小作は何の権利もありませんので、返してくれと言ったら返さなければならぬ、という土地でございますので、私としては、これは納得できかねる、というふうには思います。

どなたか他にご意見ございませんか。はい、井上委員

《井上委員》

私は農地利用最適化推進委員の立場でございますので、議決権はございません。ですが、この案件、先月は5時半まで臨時の総会を開きまして、その中での私の思い違いがあったか、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんの土地が返ってきたら、他に貸してる土地や闇小作の土地も全部まとめて、一生懸命、高齢でありますますが農業されるという認識のもとに、判断をして参ったわけでございます。掌を返したようにですね、闇小作を解消しますということで、新たに新規契約をされておるということは、耕作の意思があるのかな、ということをやわぎるをえない、というのが私の心境です。

《 会 長 》

ありがとうございます。他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

他にご意見がないようですので採決をしたいと思います。

72番、73番につきましては、別に採決をしたいと思います。72番、73番を除きまして、その他の案件につきまして承認されます農業委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって、72番、73番を除く案件は承認されました。

続きまして72番と73番、合わせまして採決をしたいと思います。この72番、73番の案件につきまして承認される農業委員さんは、挙手をお願いいたします。

(挙 手 少 数)

《 会 長 》

挙手少数であります。2名であります。よって、この案件は承認されません。
よろしいでしょうか。はい、そのように決定いたしました。
以上で令和5年7月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
